

国立大学法人和歌山大学の契約状況等に関する公表基準

(目 的)

第1 この基準は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という）における入札制度の透明性の向上を図るため、本学が執行した入札結果等について、公表を行うことを目的とする。

(公表の対象及び基準)

第2 公表の対象及び基準は、国立大学法人和歌山大会計規則第35条により締結した契約のうち、原則として予定価格が500万円を超えるものとする。

(公表の内容)

第3 公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 契約の名称及び数量
- (2) 納入等部局名（工事にあつては、工事場所名）
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 契約方法
- (6) 契約金額（消費税及び地方消費税含む）
- (7) 随意契約による場合はその理由

(公表の時期及び方法)

第4 公表は、契約締結後すみやかに、本学ホームページ上において行うものとする。

(公表期間)

第5 公表期間は、契約締結日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

附 則

この基準は、平成18年8月1日から施行し、平成18年4月1日契約分から適用する。